

公職選挙法第17条第2項の規定に基づき投票区を設定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月1日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲一

野田市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法第17条第2項の規定に基づき投票区を設定する告示の一部を改正する告示

公職選挙法第17条第2項の規定に基づき投票区を設定する告示（昭和36年野田市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

表投票区名の項中「投票区域」の次に「（地番）」を加え、同表第2投票区の項中「270」を「267の5」に改め、同表第4投票区の項中「1026」を「1022」に、「1～35（みずき一丁目全域）」を「22」に改め、同表第6投票区の項中「2577」を「3837」に改め、同表第15投票区の項中「121の1」の次に「、121の6、121の7」を加え、同表第21投票区の項中「1033の16」を「1033の30」に、「1036の3」を「1036の6」に改め、同表第22投票区の項中「121の3」の次に「、121の5」を加え、同表第27投票区の項中「2638の79」の次に「、2638の84」を、「2702の146」の次に「、2702の153～2702の159」を加え、同表第28投票区の項中「12の10」を「12の12」に、「751—2」を「751の2」に、「757—3」を「757の3」に、「758—5」を「758の5」に、「759—3」を「759の3」に、「759—4」を「759の4」に、「759—6」を「759の6」に、「759—8」を「759の8」に、「771—5」を「771の5」に、「869—2」を「869の2」に、「871—4」を「871の4」に、「878—4」を「878の4」に、「881—2」を「881の2」に、「882—3」を「882の3」に、「884—3」を「884の3」に、「909—4」を「909の4」に、「961—2」を「961の2」に改め、同表第32投票区の項中「929—1」を「929の1」に、「20」を「11」に改め、

みずき三丁目 1～11 (みずき三丁目全域)	を削り、同表第
みずき四丁目 1～19 (みずき四丁目全域)	

33投票区の項中「2638の77」の次に「、2638の86」を、「2702の133」の次に「、2702の145、2702の161～2702の169」を加え、同表第40投票区の項中「12の3」の次に「、12の7～12の9」を加え、「23の27」を「23の30」に改め、同表に次のように加える。

第46投票区	みずき一丁目 1～21、23～35
	みずき二丁目 12～20
	みずき三丁目 1～11 (みずき三丁目全域)
	みずき四丁目 1～19 (みずき四丁目全域)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。